２０２５年9月１６日

千葉国際カントリークラブ会員の皆様

ＰＧＭプロパティーズ株式会社
千葉国際カントリークラブ
支配人　髙木　美一

会則一部変更のお知らせ

謹啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当クラブに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、会則一部変更をいたしますので、本書をもってお知らせをいたします。会則一部変更の内容及び効力発生日については下記のとおりです。
何卒ご理解を賜り、今後ともご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

１．会則一部変更

１）住所変更手続及び遠隔地扱い手続の必要書類の変更

会則第６条第４項のとおり、会員様において住所、氏名等に変更があった場合には遅滞なく弊社に届出し、所定のお手続が必要となります。現在、個人会員及び法人会員の登録者のご自宅住所変更時における届出の際、また会則第１２条の通り、個人会員が転勤・転居を理由に遠隔地扱いを申請する際、現住所（転居先）を証する書面として、運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または住所変更には印鑑証明書をご提出いただいております。これらの書面に加え、現住所（転居先）を証する書面として２０１２年４月１日以降に交付された運転経歴証明書の写しを会則別紙７－①「住所・所在地変更手続要項」及び会則別紙９「遠隔地扱い手続要項」の新旧対照表のとおり必要書類として追記し、ご利用いただけるようにいたします。

２）効力発生日

２０２６年1月１日

２．会則一部変更の新旧対照表及び周知

上記１．の会則変更箇所につきましは、次の資料を同封しますとともに、クラブハウス内の掲示板に掲示及びホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

①住所変更手続の必要書類にかかる「会則別紙７－① 新旧対照表」
②遠隔地扱い手続の必要書類にかかる「会則別紙９ 新旧対照表」

※会則本文は第３０条の改定施行日以外、現在の会則から変更はございません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷７５４－３２
千葉国際カントリークラブ
電話　０４７５－３５－４３２５

※今回のお知らせは、２０２５年８月２７日時点で、弊社に会員登録されている皆様にご案内させていただいております。お知らせ受領時に会員権の譲渡や退会等されている場合はご容赦のほど、お願い申し上げます。

会則別紙7－①　新旧対照表

現　行

会則 別紙7－①

千葉国際カントリークラブ　住所・所在地変更手続要項

手　続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	**個人会員の場合** ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書 **法人会員の場合** ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書 ※ 勤務先・通信先（郵送先）の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。
書類送付先 連絡先	**書類送付先** 千葉国際カントリークラブ　会員課 〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32 **連絡先** 電話　0475-35-4325 FAX　0475-35-3128

※2026年1月1日改定後

会則 別紙7－①

千葉国際カントリークラブ　住所・所在地変更手続要項

手　続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	**個人会員の場合** ① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、**運転経歴証明書、**健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書 **法人会員の場合** ① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、**運転経歴証明書、**健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書 ※ 勤務先・通信先（郵送先）の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、**運転経歴証明書、**健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 **※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。**
書類送付先 連絡先	**書類送付先** 千葉国際カントリークラブ　会員課 〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32 **連絡先** 電話　0475-35-4325 FAX　0475-35-3128

会則別紙9新旧対照表

現　行

会則 別紙9

千葉国際カントリークラブ　遠隔地扱い手続要項

手　続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 年会費は申請の翌年分から半額免除となります。 ※ 申請事由が解消した場合は、速やかに遠隔地扱い解除届をご提出ください。 ※ 遠隔地扱いが解除された場合、免除した年会費（半額）について解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。
必要書類	① 遠隔地扱い申請書 ② 下記地域への転勤・転居を証する書面 遠隔地扱い対象地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外の地域 添付書面（いずれか1通）：運転免許証の写し、健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。
書類送付先 連絡先	書類送付先 千葉国際カントリークラブ　会員課 〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32 連絡先 電話　0475-35-4325 FAX　0475-35-3128

※2026年1月1日改定後

会則 別紙9

千葉国際カントリークラブ　遠隔地扱い手続要項

手　続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。 ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。 ※ 年会費は申請の翌年分から半額免除となります。 ※ 申請事由が解消した場合は、速やかに遠隔地扱い解除届をご提出ください。 ※ 遠隔地扱いが解除された場合、免除した年会費（半額）について解除の翌月から12月までの月割り年会費をご請求させていただきます。
必要書類	① 遠隔地扱い申請書 ② 下記地域への転勤・転居を証する書面 遠隔地扱い対象地域：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県以外の地域 添付書面（いずれか1通）：運転免許証の写し、**運転経歴証明書の写し、**健康保険証の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し ※ 運転免許証、**運転経歴証明書、**健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 **※ 運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。**
書類送付先 連絡先	書類送付先 千葉国際カントリークラブ　会員課 〒297-0231　千葉県長生郡長柄町山之郷754-32 連絡先 電話　0475-35-4325 FAX　0475-35-3128